

健康への投資が企業の未来を変える

健康経営

10年後、20年後も働き続けるために大切なのが「従業員の健康」
「健康で長く働く」ことは「企業の強み」になる
「健康」で働くことの喜びを一社でも多くの企業へ
さあ始めよう！健康づくり宣言！



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

ご存じですか？ 健康経営

健康経営とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康づくりに積極的に取り組むことで企業の生産性向上や収益性を高めていく経営手法のことです。

なぜ健康経営が注目されているのか？

こんなお悩みありませんか？

従業員が疲れていて活気がない

従業員の平均年齢が上がってきている

人材不足

従業員が病気になり業務が回らなくなった



生活習慣病やメンタル不調者の増加

病気を発症すると休業期間は長期にわたるのが実情です。従業員の長期休暇は生産性が低下するだけでなく、残された従業員への負担が大きくなります。

病気別の傷病手当金支給日数

循環器系の疾患 (脳梗塞・高血圧・心筋梗塞など)	200日	新生物(がんなど)	188日
精神および行動の障害	199日	内分泌・栄養および代謝疾患(糖尿病など)	151日

令和3年度 協会けんぽ 現金給付受給者状況調査報告より

人材不足

就活生や就職を控えた学生を持つ親にとって、就職先に望む勤務条件で「従業員の健康や働き方への配慮」が大きな割合を占めています。

Q 将来、どのような企業に就職したいか(させたいか)

	就活生の親	就活生
1位	従業員の健康や働き方に配慮している	福利厚生が充実している
2位	雇用が安定している	従業員の健康や働き方に配慮している
3位	給与水準が高い	企業理念・使命に共感できる
⋮	⋮	⋮

※3つまで選択

出典：令和4年6月経済産業省ヘルスケア産業課「健康経営の推進について」

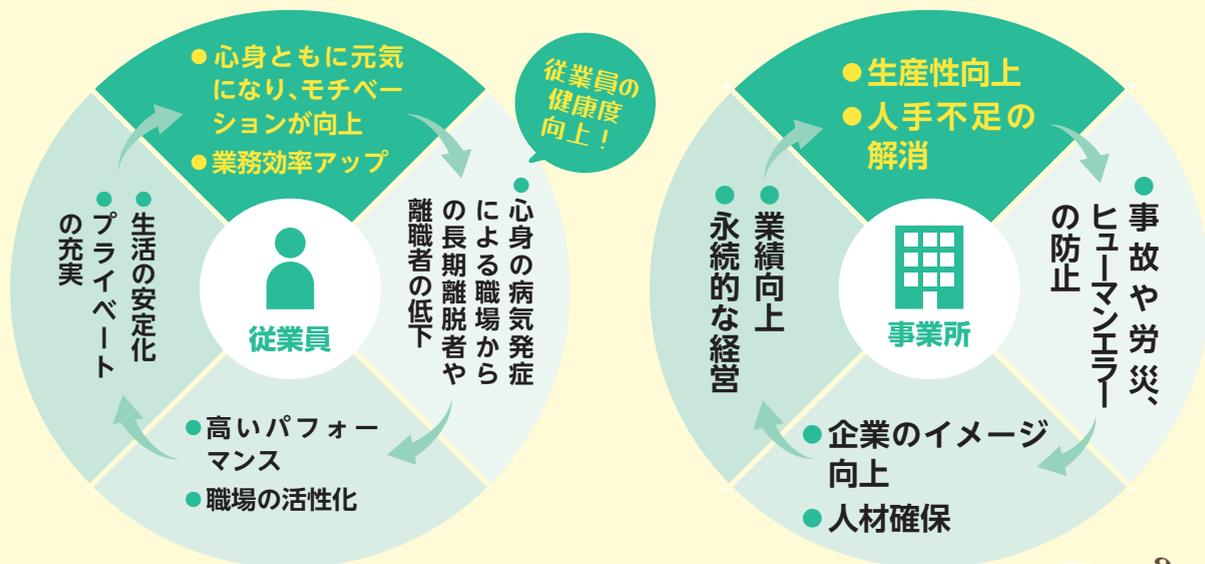
脳梗塞や精神に関わる病気になると、半年以上の休職期間が必要になるんですね。



「従業員の健康」を一番に考えて健康づくりに取り組むことは、新たな人材確保にもつながります！



事業所で健康づくりに取り組むと…



企業が健康経営を実践することは、事業所だけではなく、従業員にも多くのメリットがあるんですね。では、健康経営を進めていくにあたり、まずは何をしたら良いのでしょうか？



健康経営の
第一歩として

健康づくり宣言を始めましょう!

事業主が「企業全体で健康づくりに取り組むこと」を宣言し、従業員と一緒に取り組むことで、心身ともに健康な職場を目指すことです。企業の健康課題に応じた様々な取り組みについて、協会けんぽ福井支部がサポートさせていただきます。



参加事業所は
こちらから
ご覧ください!

Point

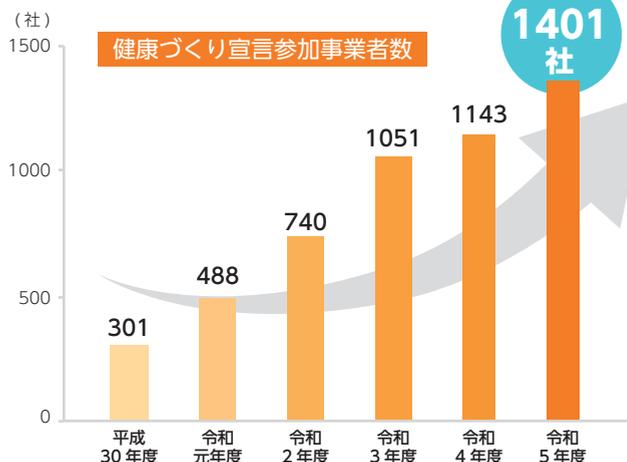
簡単に始められる & 社内外にアピールできます!



自社HPや掲示で
アピール可能!
けんぽ福井支部
HPにも掲載

Point

「健康づくり宣言」を行う企業が年々増えています!



具体的な始め方や
取り組み内容については、
4ページ目をご覧ください。

健康づくり宣言から始めましょう！

まずは

さらに
ステップアップ！



3

取り組み開始

宣言内容を楽しく実践しましょう！
年に一度振り返りをしながら、効率的な取り組みを目指しましょう！



2

協会けんぽから宣言書の交付

事業所内での掲示やホームページへの掲載で社内外へ発信しましょう！
希望により、協会けんぽ福井支部のホームページにも掲載いたします。



START!

1

エントリーシートの提出

6 ページ目の「宣言内容取り組み項目一覧」を参考に、事業所カルテや健診結果で事業所の健康課題を発見し、宣言内容を決定しましょう！同封のエントリーシートに記入し、協会けんぽ福井支部へ FAX もしくは郵送で提出しましょう！



業績向上
企業価値
向上

5

「健康経営優良法人」認定制度



健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500



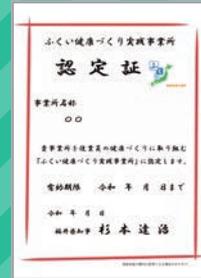
健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity

4

「ふくい健康づくり実践事業所」 認定制度



健康づくり宣言の取り組みを**ステップアップ**して

県の「ふくい健康づくり実践事業所」認定制度 と
国の「健康経営優良法人」認定制度 の認定により、

優良な「健康経営」実践事業所として
アピールしませんか？

「ふくい健康づくり実践事業所」認定制度

福井県が協会けんぽ福井支部と連携して行う認定制度です。従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を認定し、国の「健康経営優良法人」認定取得を応援するものです。取り組みが優良な事業所には、知事賞・県経団連賞が付与されます。

「健康経営優良法人」認定制度

経済産業省が中心となり、従業員の健康づくりに積極的に取り組む優良な企業・団体を顕彰する制度です。健康経営優良法人ロゴマークの使用が可能になり、ホームページや名刺等でアピールすることができます！



「ふくい健康づくり実践事業所」認定制度と「健康経営優良法人」認定制度の認定には、「健康づくり宣言」への参加が必要です。
今すぐ裏面の取り組み項目を確認し、「健康づくり宣言」に参加しましょう！

宣言内容取り組み項目一覧

まずは**必須項目**を確認しましょう！



健康診断 受診率 100%

協会けんぽでは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、年に一度健診費用を一部補助しています。35歳以上の従業員の定期健診には協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください。



特定保健指導の 利用率 100%

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクがある方に対して、協会けんぽや健診機関の保健師、管理栄養士が一人ひとりに寄り添いながら、生活習慣のサポートをいたします。対象者の方への声かけと日程の調整にご協力をお願いします。



再検査・ 要治療者への 受診勧奨

協会けんぽでは、生活習慣病の重症化を防ぐため、健診結果(血圧値、血糖値、LDL コレステロール値)で再検査または要治療と判定されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨を実施しています。事業主様、健診ご担当者様からも積極的な声かけをお願いします。

次に、**5つの選択項目から1つ以上**選び、取り組み内容を決定しましょう！

1

食生活

例

- 糖分・塩分に配慮した弁当の購入
- 野菜摂取の推奨
- 食事に関するポスター掲示

2

運動

例

- ラジオ体操の実施
- 階段の利用促進
- 部署対抗のウォーキングラリー

3

たばこ

例

- 建物内禁煙
- 喫煙の時間設定
- 禁煙推進ポスターの掲示

4

お酒

例

- 休肝日の設定
- 適正な飲酒の声かけ
- 社内報で休肝日・減酒の情報提供

5

メンタルヘルス

例

- 社員と個人面談の実施
- メンタルヘルス講習会
- ストレスチェックの実施